

# ビジネスにおける行為規範としての障害者権利条約の明確性と実効性

2020年2月22日 川島 聰

## 1. 障害者権利条約の規定の特徴

- too prescriptive の否定
- rule と principle と standard
- 新しい人権と既存の人権
- 評価の余地
- 発展的な解釈

## 2. 国家の行為規範としての障害者権利条約の明確性

- 障害当事者の参画とナラティブ・アプローチ
- principle 及び standard としての明確性
- 企業による人権侵害から保護する国家の義務と、「ビジネスと人権に関する指導原則」(UN Doc A/HRC/17/31、外務省仮訳)

## 3. 企業の行為規範としての障害者権利条約の明確性

- 「ビジネスと人権に関する指導原則」と障害者権利条約
- 国家向けの principle 及び standard と、企業の行為規範
- 国際法と国内法の一体的・動態的な体系と、企業の行為規範
- 雇用関係と、各事業の目的・内容・機能に照らした本来業務付随性
- 企業の障害者権利条約への不認識・無関心の現実（行為規範としての条約の優先性確保の問題）

## 4. 対話による行為規範の明確化

- 行為規範の明確化における対話 (interactive process) の機能 (意義)
- 対話による行為規範の明確化の例として、合理的配慮や拷問等禁止など

## 5. 企業の行為規範としての障害者権利条約の実効性

- 行為規範の実効性における対話の機能 (意義)
- 紛争解決における当事者間の対話への支援：メディエーションの可能性など
- 関与（エンゲージメント）と対話：「制度設計や成果について、利用が見込まれている利害関係団体と協議し、苦情に対処し解決するための手段として対話に焦点を当てること。」（「ビジネスと人権に関する指導原則」III.B.31(h)）